次の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円）。以下同じ。）の二月分に相当する額（その額が当該標準報酬月額と三十一万五千円との合算額に満たないときはその合算額）

被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・八一
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二一・八五
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・六二
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・七二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・六一
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一七・九六
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・七〇
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一六・六二
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一五・六四
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一三・九九
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一二・五九
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一一・三五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一〇・二四
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	九・三七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	八・五一
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・六六
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	六・七八
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	五・九三
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・一〇
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・四七
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	三・八七
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・二六
（略）	
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・五五

次の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円）。以下同じ。）の二月分に相当する額（その額が当該標準報酬月額と三十一万五千円との合算額に満たないときはその合算額）

被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・七七
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二一・八二
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・五九
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・七〇
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・五八
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一七・九三
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・六七
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一六・六〇
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一五・六二
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一三・九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一二・五七
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一一・三三
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一〇・二三
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	九・三六
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	八・四九
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・六五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	六・七七
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	五・九二
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・〇九
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・四六
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	三・八六
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・二五
（略）	
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・五四